様式第３９号（第１４条関係）

年度（　　年分）

市民税・県民税特定配当等・特定株式等譲渡所得金額課税方式選択申告書

年　　月　　日

（提出先）
川越市長

申告者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿年　　月　　日
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

市民税・県民税の特定配当等又は特定株式等譲渡所得金額に対する課税について、所得税とは異なる課税方式を次のとおり選択します。

① 所得税で確定申告した（予定を含む。）上場株式等の所得			市民税・県民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	配当割額　円
	分離課税分	円	配当割額　円
上場株式等の譲渡所得等		円	株式等譲渡所得割額　円

※　該当する番号に○を付けてください。

１　上記の確定申告した（予定を含む。）上場株式等の申告については、市民税・県民税では申告しません。

２　上記の確定申告した（予定を含む。）上場株式等の申告について、市民税・県民税では下記の所得とします。

② 市民税・県民税における上場株式等の所得			市民税・県民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	配当割額　円
	分離課税分	円	配当割額　円
上場株式等の譲渡所得等		円	株式等譲渡所得割額　円

備考

１　所得税とは異なる課税方式を選択することができる特定配当等又は特定株式等譲渡所得金額については、所得税率（復興特別所得税分を含む。）が１５．３１５％及び市民税・県民税の税率が５％（これらの合計の税率が２０．３１５％）であつて、あらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものが対象となります（源泉徴収（特別徴収）されていないもの又は源泉徴収（特別徴収）されているものであつても、所得税率（復興特別所得税分を含む。）が２０．４２％のものは対象ではありません。）。

２　上記の①の表又は②の表の記載内容に誤り等がある場合は、確定申告の内容で市民税・県民税を課税することがあります。

３　この申告書の提出期限は、該当年度の市民税・県民税納税通知書が送達される日までです。市民税・県民税納税通知書が既に送達されている場合は、この申告書による課税方式の選択はできません。

提出先：〒350-8601　埼玉県川越市元町１丁目３番地１
川越市役所　本庁舎　２階　市民税課　個人住民税担当　（電話 049-224-5640）